

関東信越税理士会 熊谷支部 9月例会次第

日時 平成27年9月8(火)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 8月 6日(木)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 8月 6日(木)	会納涼	於	ホテルガーデンパレス
(3) 8月 7日(金)	南部地区委員会	於	廣川
(4) 8月20日(木)	大里地域税政協議会懇親会	於	ホテルガーデンパレス
(5) 8月20日(木)	北部地区委員会	於	満る岡
(6) 8月22日(土)	野球練習試合(対川越支部)	於	芳野台野球場
(7) 8月25日(火)	東部地区委員会	於	徳樹庵熊谷銀座店
(8) 8月25日(火)	西部地区委員会	於	徳樹庵籠原店
(9) 8月28日(金)	中央地区委員会	於	いづみ寿司
(10) 8月28日(金)	深谷地区・大里地区合同委員会	於	きんとう旅館
(11) 9月 1日(火)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(12) 9月 1日(火)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(13) 9月 2日(水)	県連支部長会	於	パレスホテル大宮

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会・署との協議会

日時 9月8日(火)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 支部研修会

日時 9月8日(火)午前10時45分～12時45分

場所 ホテルガーデンパレス

(3) 三者懇談会

日時 9月8日(火)午後1時15分～

場所 ホテルガーデンパレス

(4) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会「税についての作文」最終審査会・役員会

日時 9月15日(火)午後2時00分～

場所 熊谷市立商工会館

(5) 東京一日研修

日時 9月17日(木)

場所 国会見学・かっぱ橋・寅さん記念館

(6) 県下税務署長との協議会

日時 9月17日(木)

場所 ラフレさいたま

(7) 熊谷資産税研究会定期総会

日時 9月25日(金)午後1時30分～

場所 さくらめいと会議室2

(8) ソフトボール練習試合(対上尾支部)

日時 9月26日(土)

場所 北本総合グラウンド

(9) 正副支部長会・署との協議会

日時 9月30日(水)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(10) 正副支部長会・地域長会

日時 9月30日(水)午後4時45分～

場所 支部事務局

- (11) 支部女性部主催相談会
 日時 10月2日(金)午前9時30分～午後4時00分
 場所 ティアラ21 4階会議室
- (12) 県連ソフトボール大会
 日時 10月15日(木)
 場所 大宮けんぼグラウンド
 予備日 10月21日(水)
- (13) 深谷一日合同行政相談
 日時 10月29日(木)午前10時10分～午後4時10分
 場所 キララ上柴 ハナミズキ

3. その他の協議報告事項
 (派遣関係) 支部推薦
 熊谷市特別職報酬等審議会委員 清水茂昭会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等
 新規入会
 吉田福一(平成27年8月27日登録)
 〒360-0162 熊谷市村岡399-5 ダイヤパレスリバーコート102
 TEL 536-1136 FAX 577-8208

転入
 西尾裕之(平成27年8月31日 本庄支部より転入)
 〒366-0801 深谷市上野台189-3 三宅アパート3号棟
 TEL 594-9793

6. 次回例会予定
 場所 ホテルガーデンパレス
 日時 10月7日(水) 午前 9時30分～ 例会・署との協議会

7. 次回研修予定
 場所 ホテルガーデンパレス
 日時 10月7日(水) 午前10時45分～11時45分
 内容 書面添付
 講師 熊谷税務署担当官
 単位 1単位
 バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。
 * 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年8月6日現在)

11月例会	11月 5日(木)	午前9時30分～
12月例会	12月10日(木)	午後4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前9時30分～
2月例会	2月 9日(火)	午前9時30分～
3月例会	3月25日(金)	午後4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
27. 9. 28 (月)	笠原行男	
27. 10. 1 (木)	金子良光	
27. 10. 5 (月)	神山隆夫	
27. 10. 19 (月)	木藤久丹江	
27. 10. 22 (木)	黒須克仁	
27. 10. 26 (月)	小林幹夫	
27. 10. 29 (木)	高岡 洋	
27. 11. 2 (月)	武田匡哉	
27. 11. 9 (月)	土屋政信	
27. 11. 12 (木)	富岡宏之	
27. 11. 16 (月)	中澤仁之	
27. 11. 19 (木)	中野敦夫	
27. 11. 26 (木)	中村文男	
27. 11. 30 (月)	西尾裕之	
27. 12. 3 (木)	根岸文男	
27. 12. 7 (月)	濱野高志	
27. 12. 14 (月)	福島繁夫	
27. 12. 17 (木)	本田 章	
27. 12. 21 (月)	新井政雄	
28. 1. 14 (木)	兼子重雄	
28. 1. 18 (月)	相馬広明	
28. 1. 21 (木)	中澤一雄	
28. 1. 25 (月)	橋本則彦	
28. 1. 28 (木)	小林賢一郎	
28. 2. 1 (月)	山本文子	
28. 2. 4 (木)	吉橋 徹	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。
(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

平成27年9月8日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中村敏行
副支部長 清水茂昭
地域長 天笠裕司
業務対策部長 中野敦夫
研修部長 福島泰彦

税理士会36時間規定研修 平成27年度支部研修会のご案内

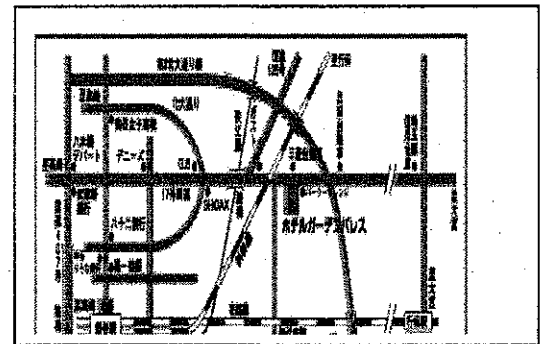
拝啓 爽涼の季節となりました。会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成27年10月7日(水) 午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「書面添付」
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが
発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 1単位



資料準備の為、9月18日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成27年10月7日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

県連研修会実施要領

当日は「研修受講システム」により受付をいたしますので、「関東信越税理士会研修受講カード」を忘れずにお持ちください。

- 1 日 程 第1日 平成27年10月7日(水)
第2日 平成27年10月8日(木)
- 2 場 所 大宮ソニックシティ大ホール(定員2,500名)
さいたま市大宮区桜木町1-7-5 Tel. 048-647-4111(代)
- 3 研修時間 1日目5時間 2日目5時間 合計10時間でカウント
- 4 テキスト代 4,000円(2日分)を当日会場にて申し受けます。
(つり銭のないようご協力ください。)
- 5 研修内容

第1日

時 間	課 目	講 師
9:30	受付開始	
9:50~11:50	法人税	関東信越国税局担当官
11:50~13:00	昼食休憩	
13:00~13:45	国税不服申立制度	関東信越国税局担当官
14:00~16:00	消費税	関東信越国税局担当官

第2日

時 間	課 目	講 師
9:30	受付開始	
10:00~12:00	所得税	関東信越国税局担当官
12:00~13:15	昼食休憩	
13:15~14:15	綱紀監察	関東信越国税局担当官
14:30~16:30	資産税	関東信越国税局担当官

関東信越税理士会埼玉県支部連合会
平成 27 年度 県連研修会 受講申し込み用紙

日 時 平成 27 年 10 月 7 日(水) 9:50~16:00
10 月 8 日(木) 10:00~16:30
場 所 大宮ソニックシティ大ホール

税理士事務所名		
参 加 者	受 講 税 理 士	税理士登録番号
		氏 名
	受 講 税 理 士	税理士登録番号
		氏 名
	受 講 税 理 士	税理士登録番号
		氏 名
	受 講 職 員 名	
	受 講 職 員 名	
	受 講 職 員 名	
	受 講 職 員 名	

※ご記入方法について

職員の方のみのお申し込みの場合は税理士事務所名・税理士登録番号をご記入いただき税理士氏名を空欄とし、受講職員名の欄は必ずご記入願います。

※下記事項をご了承いただいた上で、本研修会をお申し込み願います。

- 1 申込者数が定員を超える場合は税理士会員を優先します。
- 2 会員におかれましては、会員本人の「研修受講カード」を忘れずにお持ちください。
受講カードは、本人分のみ受付となります。
- 3 自然災害等により研修会を中止することもあります。

■FAXにて所属支部事務局にお申し込み下さい■

川 越 049(246)6282	所 沢 04(2993)0821
熊 谷 048(521)9612	本 庄 0495(22)7091
川 口 048(261)2626	東松山 0493(25)2671
西川口 048(255)6634	春日部 048(738)7474
浦 和 049(933)6591	上 尾 048(776)8322
大 宮 048(646)0106	越 谷 048(964)7256
行 田 048(554)1497	朝 霞 048(468)1043
秩 父 0494(22)4309	

平成27年9月8日

関東信越税理士会熊谷支部
熊谷支部会員 各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中村敏行
副支部長 寺山智久
福祉共済部長 藤野佳子

東京一日研修のご連絡及び 参加者追加募集のご案内

新涼の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

いよいよ東京一日研修当日が近づいてまいりました。当日のご案内をさせていただきます。

集合時間と集合場所をお間違えのないようよろしくお願い致します。

また、現在、若干名(5名程度)の空きがございます。参加可能な先生は事務局までご連絡いただけますようお願いいたします。参加の申込は先着順とさせていただきますのでご了承ください。

また、当日、緊急時のご連絡は藤野佳子(090-4523-6347)までよろしくお願い致します。

記

日時 平成27年9月17日(木曜日)

集合時間 深谷駅北口6時30分、籠原駅南口6時50分、熊谷駅南口7時20分

参加人数 26名

スケジュール 国会見学・研修(10:00~12:00) → 昼食 日本橋「たいめいけん」(12:30~13:30) → かつば橋道具街(14:00~15:15) → 柴又「寅さん記念館」(16:00~16:30) → 帝釈天参道散策(16:40~17:30) → 夕食「川千屋」(17:35~19:30) → 熊谷駅南口着(21:00) → 籠原駅南口着(21:30) → 深谷駅北口着(22:00)

参加費 8,000円 (当日バスの中で集金させていただきます。)

以上

熊市民発第458号
平成27年8月12日

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中村 敏行 様

熊谷市長 富 岡



職務上請求書の記載内容の整備及び適正使用について（お願い）
残暑の候、貴職におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、本市の市政推進につきまして、日ごろから格別の御理解・御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、貴会・支部会員の皆様が、職務遂行上必要となる住民票の写しや戸籍謄・抄本等を請求する際に使用する「職務上請求書」につきまして、定められた事項が記入されていないものが散見されますので、その記載内容の整備について改めてお願いするものでございます。
また、近年、偽造の職務上請求書を使用した戸籍謄・抄本等の不正請求事件が大きく報道され社会問題となったところですが、職務上請求書の適正な使用につきましても、会員皆様に対して、再度、御周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。
今後も貴会・支部のますますの御発展を祈念申し上げますとともに、引き続き市政進展への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

担当：市民部市民課 吉田
電話：524-1111 内線 267

租税教育研修会開催のご案内

このたび、租税教育推進部では高校生、大学生向けの租税教育に関する研修会を下記の要領にて開催いたします。

受講を希望される会員の方は、下記の受講申込欄に必要事項をご記入いただき、県連事務局へFAXにてお申し込みいただきますようお願いいたします。

日 時：平成27年10月20日(火) 14時～16時30分
 研修受講時間は **2.5時間でカウント** します、

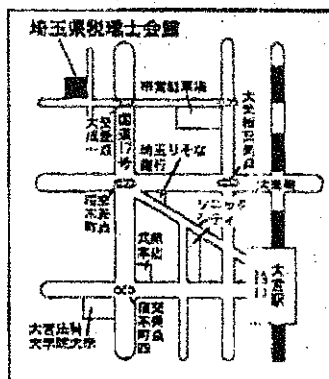
場 所：埼玉県税理士会館 3階会議室
 さいたま市大宮区大成町1-289-2 TEL 048-665-3111

受講料：無料

スケジュール：13:30～ 受付開始
 14:00～14:10 開講式
 14:10～15:40 第1部 「高校・大学生向け租税教育について～税理士が行う租税教育とは？」
 講師：関東信越税理士会新潟県支部連合会 租税教育推進部長 渡邊 信子 氏
 15:55～16:25 第2部 「大学生への租税教育について」
 講師：東京国際大学講師 税理士 江本 尚浩 氏 (埼玉県税理士講師団 団長)
 16:25～16:30 閉講式

申込方法：下記受講申込欄に必要事項を記入いただき、県連事務局へFAXにてお申し込みください。

申込期限：平成27年10月2日(金)
 ※締切日前に定員(100名)に達した場合は申込受付を終了しますので、予めご了承ください。



受講申込欄

税理士事務所名			
出席者	受領税理士	税理士登録番号	
		ご氏名	

【申込用紙送付先、お問い合わせ先】

TEL: 048-665-3111 FAX: 048-665-3888

関東信越税理士会埼玉県支部連合会 事務局 担当：望月、篠田

※申し込み後、やむを得ず受講をキャンセルされる場合は、その旨をご連絡ください。

平成27年9月8日

関東信越税理士会 県北ブロック 税理士会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部 支部長 中村敏行
 本庄支部 支部長 田中圭二
 秩父支部 支部長 鈴木光一
 行田支部 支部長 神山 貢

埼玉県税理士協同組合

熊谷地域 地域長 天笠裕司
 本庄地域 地域長 塚本富雄
 秩父地域 地域長 長井建充
 行田地域 地域長 増田雅久

税理士会36時間規定研修

平成27年度県北ブロック研修会のご案内

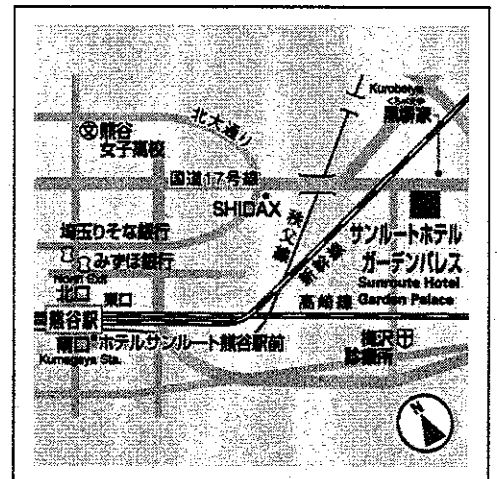
拝啓 爽涼の季節となりました。県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて恒例の県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成27年11月5日(木) 午後1時00分～5時00分
 受付 午後12時30分より
 場所 ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777
 〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248
 内容 『所有資産の運用(活用)、譲渡及び移転を巡る税務』
 -個人の課税を中心として-
 講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
 * 著書 「総説 相続税 贈与税 第4版」
 「詳細 相続税 第4版」等多数
 対象 税理士会会員及び職員
 受講料 1,000円/参加者1人(資料代含む)
 単位 4単位(会員は受講カードを持参ください)



★バスは熊谷駅南口より12時20分に発車します。

★資料準備の為、10月16日(金)までに熊谷支部事務局までお申し込み下さい。

きりとり不要 全て熊谷支部事務局 FAX 048-521-9612にお送りください

平成27年11月5日の県北ブロック研修会出席人数は

会員	名	事務所職員	名	合計	名
----	---	-------	---	----	---

支部名	支部	会員事務所名
-----	----	--------

埼税協熊谷地域9月例会

平成27年9月8日(火)

会務報告

27. 6. 3(水) 第1回 理事会

(時間・場所) 12:45～ 清水園

(議題) 1 埼税協

(1)通常総代会の日時・場所の件

(2)第49期事業報告書並びに第49期財産目録、貸借対照表、
損益計算書及び剰余金処分(案)の承認を求める件
他、全13議案の承認を求める件につき協議

2 共栄会

(1)定期総会の日時・場所の件

(2)第32期事業報告書並びに第32期財産目録、貸借対照表、損益
計算書及び株主資本等変動計算書の承認を求める件
他、全5議案の承認を求める件につき協議

27. 6. 3(水) 埼税協 創立50周年記念式典

(時間・場所) 15:00～ 清水園

1 記念式典

2 祝宴

27. 6. 18(木) 朝日生命・埼税協合同進発式

(時間・場所) 18:30～ 清水園

(協議事項) 1 朝日生命 県内各支社長挨拶

2 全税共キャンペーン施策について

3 決意表明 各支社長から理事長へ使者決意数の報告

27. 8. 4(火) 全税共業務推進会議

(時間・場所) 15:30～17:00 清水園

(協議事項) 1 平成26年度全税協業務推進の結果について

2 平成27年度全税協業務推進の施策について

3 保険会社各社の第30回全税共全国統一キャンペーンの取り組み方 について

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に関する研修会等

1 研修会・説明会

開催日	会場	内 容	講 師	備 考
平成 27 年 5 月 11 日	パレスホテル 大宮	特定個人情報保護の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）説明会	特定個人情報保護委員会事務局 上席政策調査委員・税理士 鈴木涼介	理事・支部長会
平成 27 年 7 月 2 日	大宮ソニック シティ	(1) 税理士のための番号制度研修会 「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」の解説 (2) 番号制度における国税局からの注意事項	日本税理士会連合会 規制改革対策特別委員長 北條 諭 関東信越国税局 企画課課長補佐 忠平典幸	税理士会会員

2 eラーニング

配信（予定）日	内 容	講 師	備 考
平成 26 年 7 月 1 日	マイナンバー制度と税理士	税理士【東京税理士会所属】 (元総務省行政管理局企画官) 青木 丈	関東信越税理士会HPに掲載 (会員専用)
平成 27 年 8 月 5 日	マイナンバーと税理士制度 (埼玉県連主催研修会)	税理士【東京税理士会所属】 (元総務省行政管理局企画官) 青木 丈	関東信越税理士会HPに掲載 (会員専用)
平成 27 年 12 月下旬	マイナンバー制度【仮】(埼玉県連主催研修会) ※12/3収録予定	税理士【東京税理士会所属】 (元総務省行政管理局企画官) 青木 丈	関東信越税理士会HPに掲載予 定(会員専用)

3 日本税理士会連合会マルチメディア研修

配信年月	内 容	講 師	備 考
平成 26 年 9 月	社会保障・税番号制度 (入門編)	税理士【東京税理士会所属】 (元総務省行政管理局企画官) 青木 丈	日本税理士会連合会HPに掲載 (会員専用)
平成 27 年 6 月	社会保障・税番号制度 (実務編) 「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」の解説	税理士【東京税理士会所属】 (元総務省行政管理局企画官) 青木 丈 ほか	日本税理士会連合会HPに掲載 (会員専用)

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に関する提供資料等

1 冊子の送付

発行年月	冊 子 名	作 成 元	備 考
平成 27 年 4 月	「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」 ～特定個人情報の適正な取扱いに向けて～ 別紙【参考】マイナンバー対応（標準）スケジュール表	日本税理士会連合会	会報「関東信越税理士界」（第 720 号）【平成 27 年 5 月 15 日発行】と共に、個々の会員へ配布。

2 DVDの送付

発送年月	内 容	講 師	備 考
平成 26 年 9 月	社会保障・税番号制度（入門編） ※日本税理士会連合会マルチメディア研修で配信中	税理士【東京税理士会所属】 （元総務省行政管理局企画官） 青木 丈	各支部へ送付（支部長又は事務局のある支部は支部事務局へ送付）
平成 27 年 5 月	社会保障・税番号制度（実務編） （税理士のためのマイナンバー対応ガイドブックの解説） ※日本税理士会連合会マルチメディア研修で配信中	税理士【東京税理士会所属】 （元総務省行政管理局企画官） 青木 丈	各支部へ送付（支部長又は事務局のある支部は支部事務局へ送付）
平成 27 年 8 月	社会保障・税番号制度に関する研修会 【第 1 部】 マイナンバーガイドブック入門 【第 2 部】 国税関係手続と番号制度 ※日税連主催研修会（平成 27 年 6 月 2 日開催）を収録	【第 1 部】 特定個人情報保護委員会事務局 上席政策調査員・税理士 鈴木涼介 【第 2 部】 国税庁 課税部 個人課税課 主査 間瀬利雄	各支部へ送付（支部長又は事務局のある支部は支部事務局へ送付）

税理士事務所のための

クライアント対応(標準)スケジュール表

項目	開始時期	備考	頁(注)
----	------	----	------

2015年(平成27年)

I. 制度の理解・研修・広報活動

(6月～)

1 制度概要の事前理解

② 「税理士のためのクライアント対応ノウハウ」の理解

2 税理士会などが主催する研修会の受講

3 所内研修会の実施

4 顧客先への周知・広報活動

5 顧客先向けのセミナー開催

6 月～

7 月～

8 月～

9 月～

10 月～

11 月～

12 月～

1 個人番号(マイナンバー)を取り扱う事務の確認

2 「特定個人情報等(個人番号及び特定個人情報)」の

範囲の確認

3 「事務取扱担当者」の確認

4 「基本方針」の策定

5 「特定個人情報取扱規程」の策定

6 「就業規則等」の見直し(改訂)

7 個人番号「業務契約書」の見直し(改訂)

8 情報システムの整備(入れ替えもしくは改良)

9 月～

10 月～

11 月～

12 月～

1 組織的安全管理措置について

① 責任者の決定及び事務取扱担当者の明確化

② 個人番号の取扱状況を確認する手段の整備

③ 取扱規程等の運用状況を確認する手段の整備

④ 情報漏えい事案への対応方法の確認

2 物理的安全管理措置について

① 事務取扱担当者が事務作業を行う領域(取扱区域)

の区分・明確化

② 特定個人情報等を取り扱う情報システムを管理する

区域(管理区域)の区分・明確化

③ 機器及び電子媒体などの盗難防止

④ 電子媒体等を持ち出す際の漏えい等の防止

⑤ 保存期間を過ぎた特定個人情報等の廃棄

3 技術的安全管理措置について

① 情報システムの適切なアクセス制御(事務取扱担当者以外)

② 72時間の識別と認証(事務取扱担当者)

③ 外部からの不正アクセスの防止(部外者)

④ 72時間の情報漏えいの防止(関与先送信等)

4 人的安全管理措置について

① 事務取扱担当者に対する教育・研修や監査

② 全従業員等に対する教育・研修や監査

IV. 番号の通知

(10月～12月)

1 個人番号(12桁)→市町村より「通知カード」の

交付(簡易書留あり)

2 個人番号の事前収集

3 法人番号(13桁)→国税庁より書面通知あり

10月～12月

10月～12月の事前収集も可能

利用目的の制限なし(公表される)

→書面開示の自由を利用可能

2016年(平成28年)

V. 番号制度の利用開始

(1月～)

1 「個人番号カード」の交付

2 個人番号と法人番号の利用開始

① 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

② 個人番号の利用・提供の制限

③ 個人番号の保管制限と廃棄について

④ 個人番号の安全管理措置について

3 税理士業務における個人番号の取り扱いについて

① 個人番号の取得

② 安全管理措置について

③ 個人番号の保管・廃棄

④ 個人番号の保存・提供

⑤ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑥ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑦ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑧ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑨ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑩ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑪ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑫ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑬ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑭ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑮ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

⑯ 個人番号の取得(本人確認の義務付きあり)

(注)頁は「税理士のためのクライアント対応ノウハウ」の該当ページ

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）関係省庁等ホームページ一覧

組織名	主な掲載内容	URL
日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知を目的としたリーフレット ・マイナンバー対応ガイドブック ・各種書面のひな型 (Word) ・国税の番号制度に関する情報 ・法人番号について ・お知らせコーナー (最新のトピックス) 	http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/mynumber.html ※IDヒップスワートは、共に taxnz (半角英小文字) です。 http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のみなさまへ ・関係法令 ・個人情報の保護 ・委員会の概要 ・委員会の活動 ・法令・ガイドライン 	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/ http://www.ppc.go.jp/index.html
特定個人情報保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・個人番号カード ・住基カードをお持ちの方へ 	http://www.soumu.go.jp/kojinbangou_card/index.html
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・年金関係 ・雇用保険関係 ・健康保険関係 	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーとは ・3つのメリット ・今後のスケジュール 	http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html
政府広報オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・番号制度が始まります (個人向け編) ・番号制度が始まります (事業者向け編) ・知ってる？十住民票編 	http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11625.html
政府インターネットテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーのホームページに掲載する情報を中心に、さまざまな最新情報を随時発信します。 	https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバー公式ツイッター (内閣官房)		

プレプリ申告書の送付先について

埼玉県熊谷県税事務所

課税第一担当

日頃、県の税務行政にご協力いただきありがとうございます。

埼玉県では、法人の決算期の翌月にプレプリ申告書をお送りしています。この申告書について熊谷県税事務所では、ご要望のあった場合、直接関与先の税理士事務所等へまとめてお送りしています。

しかし、関与先の変更等により、プレプリ申告書が法人に届かない場合があります。そのため、平成28年1月発送分から、法人のプレプリ申告書をまとめて税理士事務所等へ送付することを廃止し、法人宛に発送する予定です。

なお、法人から税理士事務所へ送ってほしいという要望があった場合、今後は個別での対応とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第一担当

TEL：048-523-2036

FAX：048-525-9133

日時 平成 27 年 9 月 8 日 (火)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ 席上配付資料「プレプリ申告書の送付先について」

4 税務署からの連絡事項

- (1) e-Tax の一層の普及及び定着について (総務課)
別添 1 「平成 26 年度における e-Tax の利用状況等について」 参照

e-Tax の普及・定着につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

国税庁ホームページに、平成 26 年度における e-Tax の利用状況等が掲載されました。

改善取組計画では、e-Tax のオンライン利用率などを評価目標として、平成 28 年度までに達成すべき目標設定をしております。

現在のところオンライン利用率など、すべての項目において目標値に届いておりません。当署においてもオンライン利用率は、目標を下回る結果となっておりますので、今後とも引き続きご協力をお願いいたします。

- (2) 社会保障・税番号制度について (総務課)
国税庁ホームページの新着情報に「税務関係書類の番号法に伴う修正内容の情報提供」が掲載されました。

別添2のとおり、平成28年1月以後に使用することとなる様式の一部と掲載日現在における様式案が掲載されておりますので、ご参照ください。

- (3) 3月決算法人に係る消費税の任意の中間申告・納付制度の利用勧奨の実施について (管理運営部門)

別添3「任意の中間申告・納付制度のご案内」参照

別添4「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」参照

消費税の任意の中間申告・納付制度については、消費税を納付するための資金繰り等の観点から中小企業団体等からの要望を踏まえて導入されたものであり、滞納の未然防止に資するものであることから、当署といたしましても、消費税率の引上げを含む改正消費税法への対応として、あらゆる機会を通じまして、積極的に利用勧奨を行っていくこととしております。

税理士会の皆様に対しましても、これまでの支部例会等を通じて、関与先への利用勧奨をお願いしてきたところです。

この度、当該制度を利用できる3月決算法人に対して、制度概要を説明したチラシ及び「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を9月上旬に送付して利用勧奨を行うこととしております。

つきましては、関与先からこの取組に対する問合せを受けた場合には、制度の概要や当該制度が納税者の消費税の計画的な納付に便利な制度であることなどを説明していただき、利用勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、3月決算法人の届出書の提出期限は、平成27年9月30日(水)となっております。

- (4) 延納・物納申請における留意事項等について (管理運営部門)

相続税・贈与税の延納申請及び相続税の物納申請をする場合には、次の点にご留意いただき、ご指導をお願いします。

イ 申請期限である納期限までに全ての関係書類を確実に提出することが要件となっております。

ロ 物納申請は、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があることが要件となっております。

ハ 相続税の延納許可を受けた納税者から、延納の継続が困難との相談があった場合は、「特定物納制度」利用の検討についてご指導願います。

(注) 特定物納は、平成18年4月1日以降の相続開始分で、該当する相続税の申告期限から10年以内に申請されたものに限ります。

- (5) 期限内納付及び納付困難な場合の早期の納付相談のお願いについて (徴収部門)

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、滞納残高は、国税局全体として平成12年度以降、15年連続で減少しました。

しかし、依然として滞納残高は高い水準にあることから、引き続き滞納の未然

防止及び整理促進に努めなければなりません。

つきましては、引き続き、関与先の皆様への期限内納付指導をお願いいたします。

なお、万一、期限内納付が困難な場合は、早めに徴収部門へ納付相談に行くよう指導をお願いいたします。

(6) 個人事業者の消費税各種届出書の送付について (個人課税部門)

消費税の届出書の提出が必要と見込まれる個人事業者の方に対しまして、下記の届出書及び提出の案内文を9月下旬に送付予定です。

関与先から問い合わせがございましたら、ご指導をよろしくお願いいたします。

対象の方		送付する届出書
①	基準期間により判定する事業者	・消費税課税事業者届出書(基準期間用) ・消費税簡易課税制度選択届出書
②	特定期間により判定する事業者	・消費税課税事業者届出書(特定期間用) ・消費税簡易課税制度選択届出書
③	平成27年分消費税免税事業見込者	・消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
④	平成28年分消費税免税事業見込者	・消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

(7) 納付照会ハガキの発送について (法人課税部門)

ハガキの発送日 平成27年8月31日(月)

回答期限 平成27年9月11日(金)

国税局源泉所得税事務集中処理センター(以下、「局源泉事務センター」といいます。)から、平成27年6月支払分までの源泉所得税の納付が確認できない源泉徴収義務者(毎月納付者及び納期特例適用者)に対し、「源泉所得税の納付についてのお願い」と記載された往復ハガキが発送されましたので、関与先からの問い合わせ等がありましたら、期限までにご回答いただきますようご指導をお願いします。

なお、期限までに回答がなかった場合には、9月下旬より局源泉事務センターから電話による納付の確認をさせていただきます。場合によっては関与される先生方へ電話させていただくこともございますので、ご協力をお願いします。

(8) 文書照会等事務の集中処理部署(春日部税務署特別国税調査官)の対象事務 (法人課税部門)

イ 各種書面照会事務

- 新設法人に対する書面照会(全署対象)
- 源泉非継続管理の宗教法人に対する書面照会(栃木県下及び埼玉県下署対象)
- 源泉徴収義務者の新規把握のための書面照会(埼玉県下署対象)
- 課税文書への印紙不貼付が見込まれる者への書面照会(全署対象)

ロ 無申告実態確認事務

- 書面（電話）照会による実態確認（埼玉県下署対象）
- 臨場による実態確認（埼玉県南 10 署対象）

添付書類

- 1 「平成 26 年度における e-Tax の利用状況等について」
- 2 「社会保障・税番号制度について」
- 3 「任意の中間申告・納付制度のご案内」
- 4 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」

席上配付資料

- 「プレプリ申告書の送付先について」

平成 27 年 8 月
国 税 庁

平成 26 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、平成 26 年 9 月にオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」（改善取組計画）を策定し、e-Tax の普及及び定着に向けて取り組んでいるところです。

改善取組計画では、e-Tax の利用満足度やオンライン利用率などを評価指標として、平成 28 年度までに達成すべき目標を設定しており、今般、平成 26 年度における実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ e-Tax の利用満足度（目標：75%）	74.2%	（+0.9ポイント）
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度（目標：85%）	83.6%	（+0.5ポイント）
○ オンライン利用率 ※ 手続別の利用率は別紙 1 のとおり		
・ 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告 2 手続（目標：58%）	53.0%	（+1.1ポイント）
・ 上記以外の国税申告 4 手続（目標：72%）	71.0%	（+4.1ポイント）
・ 申請・届出等 9 手続（目標：62%）	58.4%	（+0.7ポイント）
○ ICT 活用率（目標：72%）	71.8%	（+3.0ポイント）
※ 手続別の活用率は別紙 2 のとおり 《参考》ICT 活用率は、所得税申告及び消費税申告（個人）の総申告件数のうち、自宅等 でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含む）の占め る割合です。		
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用 （目標：対前年度比減少）	432 円	（▲1 円）

※ 各評価指標の「目標」は、平成 28 年度までに達成すべき目標です。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成25年度	平成26年度	前年対比
		%	%	
所得税申告	①	51.8	52.8	+1.0
消費税申告(個人)	②	53.5	56.0	+2.5
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)	③	51.9	53.0	+1.1
法人税申告	④	67.3	71.6	+4.3
消費税申告(法人)	⑤	65.9	70.3	+4.4
酒税申告	⑥	92.3	90.9	▲1.4
印紙税申告	⑦	64.5	62.8	▲1.7
上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)	⑧	66.9	71.0	+4.1
給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑨	47.5	49.4	+1.9
利子等の支払調書	⑩	26.1	29.1	+3.0
納税証明書の交付請求	⑪	2.6	5.8	+3.2
電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑫	99.5	99.5	0.0
申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)	⑬	57.7	58.4	+0.7

財務省改善取組計画の改善促進手続

(注)1 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするのですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についても利用率を算出しています。
 2 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。
 3 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ ICT活用率

区分	年度		平成25年度	平成26年度	前年対比
	利用件数	ICT活用率			
所得税申告	12,678,607 件	69.2 %	13,216,410 件	104.2 %	+2.9ポイント
	692,691 件	61.8 %	741,676 件	107.1 %	+4.0ポイント
消費税申告(個人)	13,371,298 件	68.8 %	13,958,086 件	104.4 %	+3.0ポイント
合計					

(注)1 ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含みます。)の占める割合です。

2 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についてもICT活用率を算出しています。

[ホーム](#) > [社会保障・税番号制度について](#) > 事前の情報提供分

事前の情報提供分

以下の様式は、社会保障・税番号制度導入に伴い、平成28年1月以後に使用することとなる様式の一部です。

掲載に当たっては、以下の区分に応じて掲載しています。

- ①「平成28年1月以後使用予定の様式」等：掲載日現在において変更が予定されていない確定分の様式
- ②「掲載日現在における様式案」：変更後の様式のイメージを確認していただくための掲載日現在における様式案（※確定様式ではありませんので、ご注意ください。）

なお、様式の情報提供時期については、[番号制度に係る税務関係書類の情報提供スケジュール](#) (PDF/92KB)をご参照ください。

また、各様式への番号記載時期については、[税務関係書類への番号記載時期](#)をご参照ください。

※1 事前の情報提供と確定様式の公表時期が近い場合や作業の状況により、事前の情報提供ができない場合があります。

※2 掲載日現在における様式案については、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

申告所得税関係

平成28年1月以後に提出する申告所得税関係の申請・届出書については、個人番号の記載が必要となります。

所得税確定申告書については、平成28年分から個人番号の記載が必要となります（平成28年2～3月の確定申告期間に提出する平成27年分の確定申告書には個人番号の記載は不要です。）。

※ なお、青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書等の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です。

掲載日現在における様式案

源泉所得税関係

平成28年1月以後使用予定の様式

掲載日現在における様式案

譲渡所得税関係

平成28年1月以後に提出する譲渡所得税関係の申請・届出書については、個人番号の記載が必要となります。以下に、代表的な様式を掲載しています。

所得税確定申告書については、平成28年分から個人番号の記載が必要となります（平成28年2～3月の確定申告期間に提出する平成27年分の確定申告書には個人番号の記載は不要です。）。

※ なお、譲渡所得の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です。

掲載日現在における様式案

相続税・贈与税関係

平成28年1月以後に提出する相続税・贈与税関係の申請・届出書については、個人番号の記載が必要となります。以下に、代表的な様式を掲載しています。

相続税の申告書については、平成28年1月1日以後の相続又は遺贈により取得した財産に係る申告から個人番号の記載が必要となります(平成27年12月31日以前の相続又は遺贈により取得した財産に係る申告書には個人番号の記載は不要です。)

贈与税の申告書については、平成28年分から個人番号の記載が必要となります(平成28年2～3月の申告期間に提出する平成27年分の贈与税の申告書には個人番号の記載は不要です。)

なお、平成25年度税制改正に伴い、平成27年分の贈与税の申告書様式は変更が予定されています。

障害者非課税信託申告書や教育資金非課税申告書などについては、平成28年1月以後に提出する申告書から個人番号の記載が必要となります。

掲載日現在における様式案

法人税関係

平成28年1月以後に提出する法人税関係の申請・届出書については、法人番号の記載が必要となります。

法人税の申告書については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度から法人番号の記載が必要となります。

※ なお申告書添付書類のうち、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書等については法人番号の記載は必要ありませんが、適用額明細書については法人番号の記載が必要です。

平成28年1月以後使用予定の様式

消費税関係

平成28年1月以後に提出する消費税関係の申請・届出書については、個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

消費税の申告書については、平成28年1月1日以後に開始する課税期間から個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

平成28年1月以後使用予定の様式

間接諸税関係

平成28年1月以後に提出する間接諸税関係の申請・届出書については、個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

間接諸税の申告書については、平成28年1月1日以後に開始する課税期間から個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

平成28年1月以後使用予定の様式

酒税関係

平成28年1月以後に開始する課税期間に係る酒税の申告書については、個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

なお、税額計算書等の申告書添付書類については、個人番号又は法人番号の記載は不要です。

また、平成28年1月以後に提出する酒税関係の申請書・届出書・報告書等についても、個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

平成28年1月以後使用予定の様式

法定調書関係

[法定調書様式【平成27年6月30日掲載】](#)

[法定調書合計表【平成27年6月30日掲載】](#)

[法定調書関係の申請書・届出書等【平成27年6月30日掲載】](#)

[法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等【平成27年6月30日掲載】](#)

納税証明書及び納税手続関係

平成28年1月以後使用予定の様式

[納税の猶予申請書\(通46^①\)【平成27年8月24日掲載】\(PDF/135KB\)](#)

[源泉徴収税額の納付届出書【平成27年8月24日掲載】\(PDF/215KB\)](#)

掲載日現在における様式案

[納税証明書交付請求書【平成27年8月24日掲載】\(PDF/169KB\)](#)

[納税の猶予申請書【平成27年3月31日掲載】\(PDF/176KB\)](#)

[納税の猶予期間延長申請書【平成27年8月24日掲載】\(PDF/182KB\)](#)

[納税の猶予に伴う差押解除申請書【平成27年8月24日掲載】\(PDF/120KB\)](#)

[換価の猶予申請書【平成27年3月31日掲載】\(PDF/178KB\)](#)

[換価の猶予期間延長申請書【平成27年8月24日掲載】\(PDF/184KB\)](#)

異議申立・審査請求関係

掲載日現在における様式案

その他

掲載日現在における様式案

[電子申告・納税等開始\(変更等\)届出書【平成27年8月24日掲載】\(PDF/150KB\)](#)

任意の中間申告・納付制度のご案内

消費税及び地方消費税につきましては、中間申告義務のない事業者の方（注）が、年に1回の確定申告を待たずに、任意に中間申告・納付できる「任意の中間申告・納付制度」が設けられています。

この制度をご利用いただくと、確定申告の際に中間納付税額が控除されることから、確定申告時における納税資金のための資金繰りに対する負担が緩和され、消費税の計画的な納付にとっても便利ですので、是非ご利用ください。

（注）中間申告義務のない事業者とは、直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者をいいます。

1 任意の中間申告・納付制度を利用するには・・・

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」の提出が必要となります。

本制度をご利用される方は、同封の用紙又は e-Tax を利用し「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を作成の上、納税地の所轄税務署へご提出ください。

なお、本制度の利用は任意であり、義務ではありません。

2 届出書を提出した後は・・・

提出期限（注）までに、中間申告書を作成・提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を納付してください。

（注）提出期限は、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内となります（裏面参照）。

なお、提出期限までに中間申告しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。このため、翌課税期間以後に本制度を利用するには、再度「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出する必要があります。

- ◇ 既に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出いただいている場合は、このご案内と届出書の提出が行き違いとなったものですのでご容赦ください。
- ◇ 詳細については、裏面をご覧ください。
- ◇ ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

連絡先：熊谷税務署

管理運営第三部門

TEL：048-521-7829（ダイヤルイン）

※ この文書による行政指導の責任者は税務署長です。

任意の中間申告制度の適用例

3月31日決算の法人が平成28年3月決算で本制度の適用を受ける場合

【届出】 平成27年9月30日(水)までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出する必要があります。

【申告・納税】 平成27年11月30日(月)までに「任意の中間申告書」を提出し、併せて納税する必要があります。

申告に関するお知らせ方法等について

任意の中間申告書については、税務署からお送りする「申告に関するお知らせ」又は「申告書用紙等」を参考に作成可能です(下表参照)。この場合、中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の2分の1(注)の額となります(併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります)。

なお、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により申告・納付することも可能です。

(注) 端数処理や直前の課税期間の月数によっては、2分の1とまらない場合があります

直近の確定申告書の提出方法	お知らせ方法等	中間(任意)申告書用紙等の送付	
		申告書	納付書(※)
e-Tax	「申告に関するお知らせ」をメッセージボックスに格納	なし	送付
書面	申告書等の郵送	送付	送付

※ 中間申告の納付書については、ダイレクト納付を利用している場合も送付されます。

ただし、中間税額が算出できない場合(前課税期間が免税事業の場合や、確定消費税額が「還付」の場合など)については、納付書は送付されません。

簡易課税制度について

簡易課税制度について「みなし仕入率」の見直しがされたため、事業の種類によって、平成27年4月1日以後に開始する課税期間より、控除税額が減少し、それに伴い消費税及び地方消費税の納税額が増加する可能性があります(下図参照)。

※「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出時期によっては、改正前のみなし仕入率の適用があります。

◆「消費税法令の改正等のお知らせ(平成26年4月)」より(一部抜粋)

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

収受印

平成 年 月 日	届	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地</small>	(〒 -) (電話番号 - -)
	出 者	(フリガナ) 名 称 (屋号)	
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	印
		(フリガナ) 代 表 者 住 所 <small>(法人の場合)</small>	(電話番号 - -)
税務署長殿			

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
③	②の直前の 課税期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
④	③の課税期間 における 確定消費税額	円
⑤	月 数 按 分 (④×6/③の月数)	円
参考事項		税理士 署名 押 印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、直前の課税期間の確定消費税額を当該直前の課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下であることにより、その六月中間申告対象期間につき六月中間申告書の提出を要しない事業者が、任意に六月中間申告書を提出しようとする場合に提出するものです（法42⑧⑨）。

- (注) 1 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。
- 2 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします（法42⑫）。
- 3 「六月中間対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます（法42⑥）。
- 4 任意に六月中間申告書を提出することをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書（第26-（3）号様式）」を提出する必要があります（法42⑨）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

- (注) この届出書を提出した後、任意の六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」をその六月中間申告対象期間の末日に提出したものとみなされます（法42⑪）。

3 記載要領

(1) 「適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「②の直前の課税期間」欄には、「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。

(4) 「③の課税期間における確定消費税額」欄には、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の確定消費税額を記載します。

なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。

(5) 「月数按分（④×6／③の月数）」欄には、「③の課税期間における確定消費税額」欄に記載した確定消費税額を「②の直前の課税期間」欄の月数で除し、これに6を乗じた金額を記載します。

なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。

(6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。